

被保険者各位

日本国土開発健康保険組合

令和7年度 人間ドック実施のご案内

表題の件、当健康保険組合では加入者の健康維持・管理のため、人間ドック実施とその補助を行っており、令和7年度も下記のとおり実施致しますのでお知らせいたします。

令和6年度同様に、

- ・受診期間は12月末まで
- ・受診可能な医療機関は、約2,000機関となります。

被扶養配偶者（奥様）も補助対象となっておりますので、下記実施要領に従ってお申込みください。

乳がん・子宮頸がん検診の費用補助も引き続き実施いたします。人間ドックと同時に受診していただく事も可能です。（対象年齢に制限がございますので、詳細は婦人科検診ページをご参照ください。）

なお、このご案内は対象となる被扶養配偶者の方にも、必ずお伝えいただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、健康保険組合（03-4361-1706）までお問い合わせください。

記

【実施要領】

1. 対象者

令和7年10月31日までに当組合の資格を取得している被保険者及び被扶養配偶者
※また受診日当日に被保険者、被扶養配偶者であることが条件です。

2. 申込期間

令和7年3月14日（金）～令和7年11月30日（日）

※期間を過ぎると申込が出来ませんのでご注意ください。

3. 受診期間

令和7年4月1日（火）～令和7年12月31日（水）まで（年1回）

4. 費用負担など

- ・被保険者分は40,000円まで健康保険組合で補助します。（オプション検査は自己負担となります。ただし、乳がん・子宮頸がん検査は一部補助あり。）

（受診後、マイヘルスウェブのポイントが5,000点付与されます。）

40,000円を超過した場合は超過した分のみ医療機関にお支払いください。

- ・被扶養配偶者は20,000円まで健康保険組合で補助いたします。

20,000円を超過した場合は超過した分のみ医療機関にお支払いください。

（令和7年度より被扶養配偶者が受診された場合のマイヘルスウェブのポイントは、被保険者と同じ5,000点の付与に変更いたしました。受診後にポイントが5,000点付与されます。）

【ポイント付与に関してのご注意】

マイヘルスウェブのポイント付与は、人間ドック受診後5ヶ月以降に付与されます。

付与時点で被保険者・被扶養配偶者でない場合にはポイントは付与されません。

- ・令和7年度より、より多くの被扶養配偶者の方に健診を受診していただけるよう、新たな健診コースをご用意いたしました。（巡回レディース健診・年齢制限なし）
詳細につきましては、別途お知らせいたします。（3月上旬にお知らせ予定）
- ・40歳以上の被扶養配偶者の方には4月以降に別途、特定健診（自己負担なし）のご案内をいたします。人間ドック・巡回レディース健診・特定健診のいずれか一つを必ずご受診していただきますようお願いいたします。（重複での受診は不可）

5. 人間ドックのお申込み方法

【お手元に健康保険証等をご用意ください】

マイヘルスウェブへログインしていただき、トップページのバナー「人間ドック予約」よりご希望の受診日・医療機関を検索しお申込みください。

電話などで直接医療機関に申し込んだ場合でも必ずマイヘルスウェブで、予約システム（代行業者ウィーメックス）に登録を行ってください。

予約システムに登録を行わず人間ドックを受診された場合は、健保補助の対象外となります。その時は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

申し込み後、メールまたは郵送で「健診予約券」が発行されます。

詳細はマイヘルスウェブのお知らせに添付の「人間ドック申込方法画面操作マニュアル」をご参照ください。

6. 受診日当日

事前に健診医療機関より送付された「受診キット」、「マイナ保険証等」、を持参し受診してください。

※その他、医療機関より提出を求められているものがあればご持参ください。

7. 健診結果について

受診された医療機関より直接、本人へ送付されます。

8. 予約の変更・キャンセルについて

「人間ドック申込方法画面操作マニュアル」の7ページをご参照の上、お手続きください。

【予約の変更・キャンセルの連絡先】

●ウィーメックス(株)コールセンター

TEL：0120-507-066

平日・土曜 9：00～17：30（日曜・祝日・年末年始を除く）

※個人情報保護の観点から、お問合せの際は、予約者（受診される方）ご本人からご連絡をお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

申込み時に記載された個人情報は、株式会社法研・ウィーメックス株式会社・健診医療機関が受診者への通知・連絡・健診結果の通知および健保組合の健康づくり支援事業等のために利用し、その目的以外で使用することはありません。健保組合が健診医療機関等から報告を受けた健診データは経年的に保守管理し、特定健診・保健指導・健康づくり支援事業等のために利用し、その目的以外では使用することはありません。

以上